



414
A 516



大正十一年四月
大隈侯爵郵寄贈

大少丞ハ 御輔ノ 左右ニ 接近シテ 省中 内部ノ 事務ヲ
管理 監督スル 者ナリ 故ニ 四リニ 他ノ 権限ヲ 冒ス可カラズ
然レバ 省中 百般ノ 事務ニ 於テハ 苟モ 甚高ノ 領ヲ 通知
セザレバ 正院ノ 諮詢ニ 對シ 各省ト 協議シ 或ハ 府縣ニ 指
令スルニ 方リ 杆格 總ニ 誤ラシキヲ 恐ル 故ニ 各寮ノ 面議
細大トナリ 瞻目セシメザルヲ 得ス 且 各寮ノ 事務 自ラ 支分
スルヲ 以テ 其 全豹ヲ 窺ヒ 知ルニ 非レバ 理財ノ 大勢ヲ 審
ニシ 經綸ノ 主要ヲ 達スル 能ハス 是レ 固ヨリ 御輔ノ 專
任ナル 所ト 爲レ 然レ 凡 瑣末ノ 事件ニ 至ルニテ 單ク 親



裁スルカ如キハ 帝ニ煩累ヲ生スルコトナラズ或ハ恐ルカ
為ニ財政ノ大本ニ就テ審思熟慮スル暇ナクモ
ニイリ故ニ事ニヨリ丞ヲシテ代理セシムルアルニ因リ
後前ノ規程ヲ潤色シテ條款ヲ亮左ノ如シ
一 本省ニ於テ處分スル事務ニ於テハ總テ丞之レヲ
管掌ス

一 大サ丞ハ即ハチ御輔ノ書記官ニシテ其顧問ニ應ジ
又ハ意見ヲ述ルノ責任ニモナレバ本省及ヒ各寮事
務ノ要領ヲ通知スルニ非サレバ其職掌ヲ盡スル能
ハス故ニ各寮ヨリ送呈スル簿書 記録ニ就テ必要

旨ヲ採擷シ以テ理財會計ノ本務ヲ統轄整頓ス
ヲ要ス

一 各寮ノ回議案ハ直ニ御輔ニ呈スルコト然レ共事一
層ノ精意ヲ要スルヲ以一旦丞ニ命ジテ之ヲ調査セ
シムルノ法ヲ設ケ故ニ回議受付ヨリ先ニ議案ヲ出
スルニ丞之ヲ審判シ事ニヨリ御輔ノ委任ヲ以テ
代理シ民事ノ大ナルモノハ御輔ノ決判ヲ承ルニ至若
シ異議アルハ其旨趣ヲ弁明シテ御輔ノ承旨ヲ仰
リハシ

丞ニ於テ議案ヲ調査スルハ即日完結シテ之ヲ御輔

ニ正スルヲ常則トス然レモ若シ懸案審思スベキモ
ノアルハ其旨ヲ御輔ニ陳白シテ而後懸預リ置ク
コトヲ許スヘシ

一 既ニ御輔ノ決ヲ經ニ後ニ至リ其事ノ細目ニ涉ルノ
類譬言ハ一旦金穀請納ノ許可ヲ經テ後又只傳
票ノ順序ヲ要シ或ハ上申ノ事件ニ就テ内外吏課
ノ諮問ニ對スルモ亦一ニ御輔ノ裁決ヲ仰カス必
妻任ノ權ヲ以便宜處分スルヲ得ヘシ

但一旦決裁スルモノモ其凡爾後再ヒ其議變更
スル類ハ此限ニ非ス

一 租税ノ假納或ハ一時概算ヲ以見テ渡ヲ為スノ米大及
凡テ官民ニ對テ金穀融通貸渡及物品拂下等
其受納期限見ル妻ハ必ニ於テ御ノ命ヲ仰キ之ヲ
其主任ニ督シ以テ首尾ヲ統理シテ完結ナラニル
ヲ務ム

一 一切ノ公文ニ於テ事ノ機密ニ涉リ漏洩不可ラハ
文書奏ニ至テハ尤敬慎ヲ戒ルヘシ而亟之ヲ管守ス
ル責ニ任ス

一 諸布告規則及若使ノ不違等總テ之ヲ檢閲通
知シ現時官ナキヤ如シトモ事ノ理財上ニ關スル者ハ

之ヲ審檢ニシテ其利害得失ヲ具狀スベシ

大 藏 寺